

令和7年度都筑区区民活動補助事業案内 (自治会町内会連携事業)

この募集案内をよくお読みいただき、チェックシートを利用して団体・事業等が該当するか確認のうえ、申請してください。

1 趣旨

団体が地域の課題解決を目的として行う公益性の高い事業に補助します。なお、自治会町内会連携事業では、申請者が初めて自治会町内会と連携する事業であり、かつ連携する自治会町内会の地域の課題を解決事業である事業について補助します。

2 補助率・上限額

補助率 4/5 (上限額を8万円とする)

※申請回数は同一事業につき1回です。

3 申請できる団体

原則、次のすべての要件に該当する団体

- 都筑区民活動センターに登録している、もしくは交付決定までに登録する団体であること
- 構成員のうち2分の1以上が都筑区内に在住、在学又は在勤する市民（以下「区民」という）により構成された団体であること
- 団体への参加について原則、制限を設けていないこと
- 横浜市、横浜市の外郭団体並びに都筑区から本年度の申請事業について助成、委託を受け若しくは受ける予定がないこと
- 暴力団に該当する者が団体にいないこと
- 政治、宗教、営利を目的とした団体でないこと
- 本補助金の申請事業に対し、同一の内容で過去に本補助金の交付を受けたことがないこと

4 対象となる事業

原則、次のすべての要件に該当する団体

- 都筑区内の地域課題の解決につながる事業であること
- 課題とその解決手法が、事業計画書に明示されている事業であること
- 補助対象者が自主的・主体的に企画及び実施する事業であること
- 補助金の交付決定があった年度中に実施する事業であること
- 補助金の交付決定があった年度を超えて継続的に実施することを目的とした事業であること
- 対象に区民が含まれる事業であること
- 原則、**本補助金で連携する自治会町内会と初めて連携して実施する事業**であること
- 連携する自治会町内会ので了承が得られていることが、副申書（第1号様式-3）に明示されている事業であること
- 連携する自治会町内会が認める地域の課題を解決する事業**であること

5 補助対象経費

別紙のとおり

6 手続きの流れ

申請書類の提出

令和7年6月30日（月） 都筑区民活動センター宛提出（郵送の場合は必着）



審査結果の通知（7月予定）



＜交付が決定した場合＞請求書の提出・交付（7月～予定）



活動確認（交付決定～令和8年3月31日までの事業実施期間）



＜事業終了後＞報告書類を提出



成果発表会で活動報告

3月予定@都筑区役所

- (1) 提出していただく書類
チェックシートをご確認ください。
- (2) 申請期限 窓口、メール、郵送のいずれかで、**令和7年6月30日（月）17時必着**
- (3) 申請先
都筑区民活動センター（都筑区役所1階）受付時間9:00～17:00
※毎月第3月曜日、日曜および祝日は休館となっておりますのでご注意ください。
提出いただいた内容について職員がヒアリングする場合があります。
- (4) 補助事業、補助金額の決定
補助を行うかどうか、補助額をいくらにするかは、審査より決定します。交付団体数や審査により、補助額が減額または不交付となる場合があります。
- (5) 審査結果の通知
申請団体には、交付決定通知書または不交付決定通知書を送付します。
事業実施に当たっては、交付条件をご確認ください。
- (6) 補助金の請求手続き
交付決定通知書を受けた団体は、補助金請求書により請求してください。
- (7) 活動報告発表会
補助金の交付を受けた団体は、当該事業の活動について発表をしていただきます。
- (8) 事業終了後に提出する書類
全ての補助対象経費の支払終了後30日以内又は令和8年4月30日の早い方までに実績報告書を提出してください。
補助対象経費に対し、事業費が下回った場合は一部返還いただく場合があります。
なお、虚偽の報告があった場合は、補助金を全額返還していただきます。

7 交付決定方法

申請内容を審査した上で、補助金交付の可否及び補助金交付金額を決定します。

【審査項目】

必要性（5点）	地域の課題・ニーズをとらえた公益的な内容になっているか
実現性（5点）	実現可能な事業計画であるか、組織体制であるか
継続性（5点）	継続するための活動資金や人材の確保はされているか 自治会町内会との連携・調整方法について明確であるか
将来性（5点）	活動地域の拡大や他団体の連携など、事業の拡大は見込まれているか
創意工夫（3点）	先進的で効果的な工夫やアイデアがあるか
広報計画（2点）	活動を広くPRできるような広報計画であるか（チラシだけでなく、SNS やよこむすび等を活用し、広く広報しているか）

審査員の点数を合計し、その合計点数が出席人数に15点を乗じた点数以上の案件を補助金交付対象案件とします。

必要性、実現性、継続性及び将来性の審査項目に、半数以上の審査委員が最低点を付けた場合は対象外とします。

8 相談対応について

都筑区民活動センターにて、申請受付期間中、補助金の申請方法について随時相談対応をしております。ぜひお気軽にお問合せください。

＜問い合わせ・申込み＞

都筑区民活動センター（都筑区役所1階）

（開館日は月～土 9:00～17:00、

休館日は日、祝、第三月曜日、年末年始）

〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1

電話：045-948-2237

メール：tz-katsudo@city.yokohama.lg.jp